

伊是名村簡易水道事業經營戰略

平成29年3月

伊是名村建設環境課

伊是名村簡易水道業経営戦略

団 体 名 : 沖縄県伊是名村

事 業 名 : 簡易水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給水

供用開始年月日	昭和 46 年 3 月 31 日	計画給水人口	2,200 人
法適(全部・財務) ・非適の区分	法非適	現在給水人口	1,508 人
		有収水量密度	0.08 千 m^3 /ha

② 施設

水 源	<input type="checkbox"/> 表流水, <input checked="" type="checkbox"/> ダム, <input type="checkbox"/> 伏流水, <input checked="" type="checkbox"/> 地下水, <input type="checkbox"/> 泉水, <input type="checkbox"/> その他 (複数選択可)		
施 設 数	浄水場設置数	1	管 路 延 長 43.7 千m
	配水池設置数	4	
施 設 能 力	810 m^3 /日	施 設 利 用 率	100 %

③ 料金

料金体系の 概要・考え方	水道料金については、水道事業の健全な運営と水道サービスの継続及び地域の実状を踏まえたうえで、住民(利用者)に過剰な負担とならないよう料金を設定している。 伊是名村簡易水道事業給水条例 第23条 料金は、1月につき、次の表により算出した金額に100分の108を乗じて得た額とする。この場合においてその額に1円未満の端数を生じた時は、これを切り捨てるものとする。								
	<p>(1) 専用給水装置<1月分></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>料 金</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般用</td> <td>1立方メートルにつき220円</td> <td rowspan="2">未使用の場合は、1立方メートルとみなす。</td> </tr> <tr> <td>業務用</td> <td>1立方メートルまでは250円</td> </tr> </tbody> </table> <p>ア 一般用とは、業務用以外の用に水道を使用する場合をいう。 イ 業務用とは、料理店、飲食店、鮮魚店、理容又は美容店、旅館等及び官公所学校等の使用する場合をいう。</p> <p>(2) 共用給水装置<1ヶ月分> 共用給水装置の料金は、専用給水装置の一般用と同じ。</p>		種 別	料 金	備 考	一般用	1立方メートルにつき220円	未使用の場合は、1立方メートルとみなす。	業務用
種 別	料 金	備 考							
一般用	1立方メートルにつき220円	未使用の場合は、1立方メートルとみなす。							
業務用	1立方メートルまでは250円								
料金改定年月日 (消費税のみの改定は 含まない)	平成 20 年 4 月 1 日								

④ 組織

本村は、小規模な事業体のため職員は1人、補助員を1人雇用している状況である。その体制は今後も続く見込みである。職員は3年で異動となり水道経験年数が短いことから、知識や技術の継承ができていないのが現状である。また、地域で民間事業者が少ないことから緊急な修繕については、職員が対応することから技術職員の確保が必要である。

(2) これまでの主な経営健全化の取組

平成17年度から水道施設整備に係る借入金の償還金や一般会計からの繰入金削減により赤字経営となり、経営改善に向けての取組をおこなった。まず、各戸訪問や給水停止の措置を行い料金徴収強化を図るとともに公的資金補償金免除繰上償還制度を活用し単年度償還額の平準化を図った。また、平成20年度において料金の見直しを行った。

*1 「広域化」とは、①事業統合、②経営の一体化、③管理の一体化、④施設の共同化をいい、それぞれの内容は以下のとおりである。なお、将来の広域化に向けた他団体との勉強会の設置や人事交流等について説明すべきものがあればその内容も記載すること。
①経営主体も事業も一つに統合された形態、②経営主体は一つだが、認可上、事業は別の形態、③維持管理業務や総務系の事務処理などを共同実施あるいは共同委託等により実施する形態、④浄水場、配水池、水質試験センターなどの施設を共同保有する形態

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

別紙のとおり

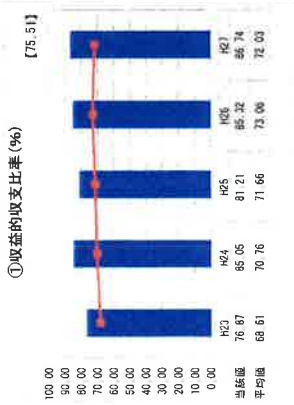
経営比較分析表

沖縄県 伊是名村

業務名	業種名	類似団体区分	人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
法非適用	水道事業	D4	1,530	15.42	99.22
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)	現在給水人口(人)	給水区幅面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
-	該当数値なし	4,752	1,508	14.16	106.50
	100.00				

当該団体	当該値	類似団体平均値(平均値)	平成27年度全国平均
① 収益的収支比率(%)	75.51		
② 累積欠損比率(%)	33.35		
③ 単年度の収支			
④ 料金回収率(%)	524.69		
⑤ 給水原価(円)	57.59		
⑥ 施設利用率(%)	15.27		
⑦ 管線更新率(%)	0.71		

1. 経営の健全性・効率性



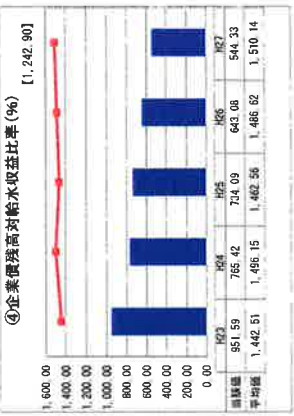
「単年度の収支」



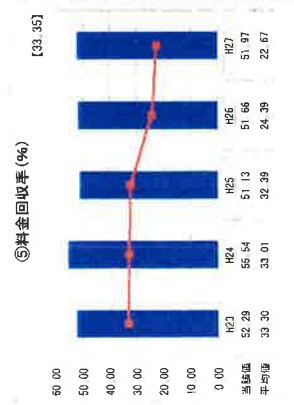
「累積欠損」



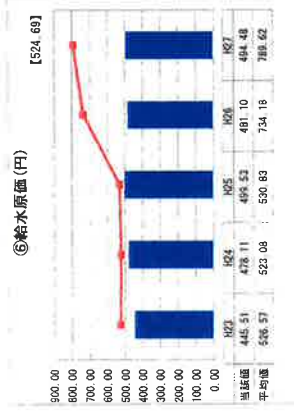
「支払能力」



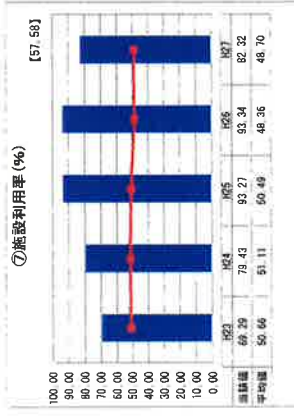
「債務残高」



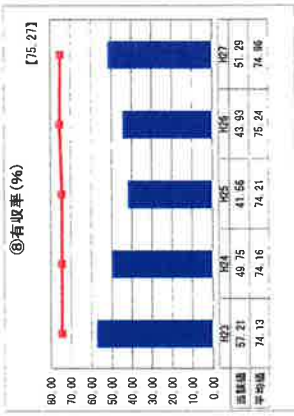
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

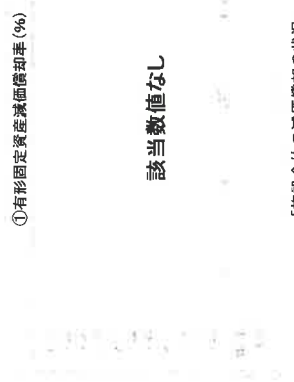


「施設の効率性」



「管線の更新状況」

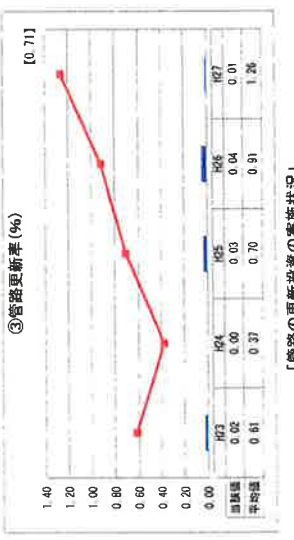
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管線の更新状況」



「管線の更新状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について
 ①前年度同様、収益収支比率は100%未満で単年度収支は「赤字」となっているが、健全性はあるが改善がみられる。要因として、地方債借入の減少が考えられる。
 ②平成14年度以降地方債の借入は全く起債残高は減少傾向となっているが、引当の大きい財政状況の中、老朽化した管線の更新が先送りになってきたためである。今後水道広域化にあわせて管線の更新を実施していくが、その財源として地方債の借入を予定していることから、平成30年度以降起債残高は増え続けていく。
 ③料金回収率は、全国平均及び類似団体平均値を上回り平成23年度以降50%余りで推移し、給水に係る費用が借入金収入で賄われていく一般会計からの繰入金に依存している状況にある。今後は料金の見直しも視野に入れた検討が必要である。
 ④給水原価は全国平均及び類似団体平均値を上回っている。有収率が低くなる状況からするとその対策を講じた場合には、異なる数値の改善が図れるものと思われる。
 ⑤給水人口に対して1日平均配水量が高くなっているため、施設の後継率も高くなっているが、収益に繋がっていないのが現状である。
 ⑥有収率は「51.29」と全国平均値及び類似団体平均値を大きく下回っている。施設の稼働率及び配水率に對し収益が伸びていないことが伺える。よってその対策が急務となっている。

2. 老朽化の状況について

施設の老朽化は経営の悪化を招く要因となることから早急な対策が必要である。しかし、厳しい財政状況のなかその対策は遅れ気味であったが水道広域化にあわせ、老朽化した管線の更新率を平成30年度から国庫補助事業を活用して順次実施していく。

全体総括

施設の利用率は高いものの有収率が低く収益に繋がっていない。その要因として施設の老朽化があげられるが厳しい財政状況において施設の更新が進んでいない状況であったが水道広域化にあわせて施設の更新を実施していく。その財源に地方債の借入を予定しているが、後年度における償還率が事業経営において大きな負担となることが予想されることから、今後はその財源確保について検討が必要となってくる。

※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、管線更新率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

(1) 給水人口の予測

本村の、今後の人口推計については、平成17年度以降人口減少傾向にあること、また、コーホート要因法で求めた推計人口においても減少傾向にあることから、今後、人口は減少傾向で推移するものと予測される。
よって、今後の給水人口についても減少していくものと思われる。

(2) 水需要の予測

水需要の予測について、一般用と営業用に分けて見ると、一般用については、給水人口の減少や節水意識の高まりにより平成25年度以降減少傾向にある。その傾向は今後も継続するものと予測される。営業用については、沖縄県においては、観光客数が右肩上がりであり、修学旅行等の観光客の村への入域数が増加していることから、今後は増加するものと予測される。
よって、総合的にみると、平成27年度より15%～20%程度増加するものと予測される。

(3) 料金収入の見通し

平成27年度における料金収入が、3,000万円余りで徴収率は95.21%となっている。水需要の予測からすると料金収入は増額すと推測されるが、大きな上がり幅は期待できない。よって、今後は徴収率の向上を図っていくことが肝要で、個別訪問や条例に基づく給水措置を行う等、徴収強化に努めていく。平成33年度から沖縄県企業局より水道用水を受水すること及び配水管路の更新などに係る新たな負担も生じてくることから、平成21年度以降料金改定は行われていないが料金改定も今後検討する必要がある。

(4) 施設の見通し

平成33年度から水道事業広域化により水をつくるまでの工程は沖縄県企業局の管理・運営となり、給水については村の管理・運営となる。県企業局においては広域化に伴い浄水場、調整池及び海淡水施設を新設する計画である。村においては耐用年数を超え老朽化した管が裂け漏れている箇所が頻りに確認されている状況で有収率の低下を招く原因ともなっていることから耐震機能を有する管に更新し、有収率を向上させ経営の安定化に繋げたい。しかし、更新には膨大な費用がかかることから財政状況を勘案しながら計画的に進めて行く必要がある。

(5) 組織の見通し

現体制は、正職員1人、補助職員1人の2人体制となっているが、専門職でないうえ短期間(3年)で異動するため知識及び技術が伴わない状況で事業運営に支障をきたしている状況にある。しかし、その体制は今後も継続と思われるが水道施設の適切な維持管理には、専門的な知識と経験が不可欠であることから人材の育成が重要課題となっている。今後においては、職員の知識及び技術の向上を目的とした研修会等への参加も積極的に推進する必要がある。

3. 経営の基本方針

本村の水道管は老朽化が著しく更新しなければならない時期にきている。幸いにして沖縄県が推進する水道広域化の効果を最大限に発揮するには老朽化した管路の更新が必要不可欠であることからそれに平行して更新を進めることとしている。脆弱な経営体である本村においては、その費用負担が経営に重くのしかかってくるが予想される反面、安心・安全な水道水を将来にわたって供給できる体制が構築されることになる。

人口は減少していくものの水需要及び料金収入については僅かであるが増額を見込んでいるが、管路更新に係る費用負担を考えた場合、今後は料金徴収の強化、維持管理費の削減及び経営の効率化を図り経費削減に努めるとともに料金及びその算定方法についても見直しを視野に入れ検討して行く必要がある。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たった説明

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算) 〔見込〕	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	
														37年度
収益的収入	1 総収入	49,760	53,690	48,362	46,463	46,353	46,241	46,127	52,911	55,474	55,123	55,775	56,315	
	(1) 営業収入	30,131	32,171	29,900	30,000	30,000	30,000	30,000	34,900	34,900	34,900	34,900	34,900	
	了料金収入	30,131	32,171	29,900	30,000	30,000	30,000	30,000	34,900	34,900	34,900	34,900	34,900	
	イ受託工事収入													
	ウその他													
	(2) 営業外収入	19,629	21,519	18,462	16,463	16,353	16,241	16,127	18,011	20,574	20,223	20,875	21,415	
	了他会社計繰入金	17,438	14,768	18,462	16,463	16,353	16,241	16,127	18,011	20,574	20,223	20,875	21,415	
	イその他	2,191	6,751											
	2 総費用	37,199	43,250	42,581	41,177	40,302	40,356	40,202	40,202	50,408	49,464	48,447	48,528	48,524
	(1) 営業費用	33,403	39,701	39,271	38,092	37,437	37,530	37,627	37,627	47,995	47,190	46,312	46,544	46,663
了職員給与	3,999	4,142	4,255	4,344	4,437	4,530	4,627	4,627	4,723	4,824	4,925	5,027	5,133	
うち退職手当														
イその他費用	29,404	35,559	35,016	33,748	33,000	33,000	33,000	33,000	43,272	42,366	41,387	41,517	41,530	
(2) 営業外費用	3,796	3,549	3,310	3,085	2,865	2,826	2,826	2,575	2,413	2,274	2,135	1,984	1,861	
了支払利息	3,796	3,549	3,310	3,085	2,865	2,826	2,826	2,575	2,413	2,274	2,135	1,984	1,861	
うち一時借入金利息														
イその他														
3 収支差引	(A)-(D)	12,561	10,440	5,781	5,286	6,051	5,885	5,925	2,503	6,010	6,676	7,247	7,791	
資本的収入	1 資本的収入	10,562	9,632	7,138	5,537	157,515	115,103	112,281	164,033	164,946	158,593	219,293	187,929	
	(1) 地方債					25,300	18,200	17,700	26,300	26,400	25,300	35,300	30,000	
	うち資本費平準化債													
	(2) 他会社計補入金	10,562	9,632	7,138	5,537	5,647	5,759	5,873	5,989	6,426	6,777	7,125	7,585	
	(3) 他会社計借入金													
	(4) 固定資産売却代金													
	(5) 国(都道府県)補助金					101,268	72,944	71,008	105,444	105,720	101,216	141,568	120,344	
	(6) 工事負担金													
	(7) その他													
	2 資本的支出	(G)	21,124	18,651	16,775	11,074	163,195	120,933	118,257	170,144	171,432	165,377	226,602	195,685
(1) 建設			2,500			151,902	109,416	106,512	158,166	158,580	151,824	212,352	180,516	
うち職員給与														
(2) 地方債償還金	(H)	21,124	18,651	14,275	11,074	11,293	11,517	11,745	11,978	12,852	13,553	14,250	15,169	
(3) 他会社計長期借入金返還金														
(4) 他会社計への繰出金														
(5) その他														
3 収支差引	(F)-(G)	△ 10,562	△ 9,019	△ 9,638	△ 5,537	△ 5,681	△ 5,831	△ 5,977	△ 6,111	△ 6,486	△ 6,785	△ 7,309	△ 7,757	

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算) (見込)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
収支再差引	(E)+(I)	1,999	1,421	△ 3,857	△ 251	371	55	△ 52	△ 3,608	△ 476	△ 109	△ 62	35
積立金	(K)												
前年度からの繰越金	(L)	4,577	6,576	7,997	4,141	3,890	4,261	4,316	4,265	657	181	73	11
前年度繰上充用金	(M)												
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)	6,576	7,997	4,141	3,890	4,261	4,316	4,265	657	181	73	11	46
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)												
実質収支	字(P)	6,576	7,997	4,141	3,890	4,261	4,316	4,265	657	181	73	11	46
(N)-(O)	字(Q)												
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$												
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	85.3	86.7	85.1	88.9	89.8	89.1	88.8	84.8	89.0	88.9	88.8	88.4
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(R)												
営業収益-受託工事収益	(B)-(C)	30,131	32,171	29,900	30,000	30,000	30,000	30,000	34,900	34,900	34,900	34,900	34,900
地方財政法による 資金不足の比率	$\frac{(R)}{(S)} \times 100$												
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額	(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)	30,131	32,171	29,900	30,000	30,000	30,000	30,000	34,900	34,900	34,900	34,900	34,900
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$\frac{(T)}{(V)} \times 100$												
他会計借入金残高	(W)												
地方債残高	(X)	193,766	175,115	160,840	149,766	138,473	126,956	115,211	103,233	91,017	78,559	65,854	52,896

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算) (見込)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
収益的収支分		17,438	14,768	18,462	16,463	16,353	16,241	16,127	18,011	20,574	20,223	20,875	21,415
うち基準内繰入金		5,344	5,052	3,507	3,577	1,432	1,413	1,288	1,207	1,137	1,068	992	931
うち基準外繰入金		12,094	9,716	14,955	12,886	14,921	14,828	14,839	16,804	19,437	19,155	19,883	20,484
資本的収支分		10,562	9,632	7,138	5,537	5,647	5,759	5,873	5,989	6,426	6,777	7,125	7,585
うち基準内繰入金		10,562	9,632	7,138	5,537	5,647	5,759	5,873	5,989	6,426	6,777	7,125	7,585
うち基準外繰入金													
合 計		28,000	24,400	25,600	22,000	22,000	22,000	22,000	24,000	27,000	27,000	28,000	29,000

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	水道事業の広域化にあわせ、老朽化した管路の更新を平成30年度以降年次的に行っていく。
-----	--

平成33年度水道広域化実施後の事業形態はこれまでとは異なり、沖縄県企業局より受水することになる。そのことにより供給される水道水の水質改善及び施設整備に係る費用の大幅な削減が可能となる等メリットは大きい。広域化の目的を達成するためにも共用開始以後、本格的な更新がされず老朽化し耐震性のない管路の更新は是非必要である。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	水需要の増及び水道広域化により有収水量及び有収率の改善が図れることから料金収入は増額を見込んでいる。また、造水に係る費用は削減されるが新たに沖縄県企業局への受水料が発生するため相対的に経費に大きな変化は見込んでいない。また、管路の更新に伴う国庫補助金及び借入金の収入を30年度から平成37年度まで見込んでいる。繰入金については今後とも必要でありその額については増額を見込んでいる。
-----	--

料金収入の増額については、料金改定を見込んでいない。平成33年度から一般会計からの繰入金が増額に転じること及び元利償還金が平成33年から増加する見込みであることから、料金改定を検討する必要がある。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

<ul style="list-style-type: none"> ・委託料に関する事項 委託料については、県から受水が開始される平成33年度以降水質検査、機械保守、原水検査等に係る経費が皆無となる。 ・修繕費に関する事項 修繕費については、施設の老朽化に伴い年々増加傾向であるが、平成33年度から造水に係る施設については沖縄県の管理になることから、その後の修繕費については、配水に係る施設のみとなり経費が軽減される。 ・動力費に関する事項 動力については、浄水場施設に係る分が主であることから、平成33年度の広域移行後は、浄水場の管理は県となると大幅に削減されることになる。 ・職員給与費に関する事項 職員給与については、村の給与条例に基づき算出している。
--

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※ 投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。
また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間内の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等について記載する必要があること。

① 投資について検討状況等

民間の資金・ノウハウ等の活用 (PFI・DBOの導入等)	事業規模が小さく現時点での導入については考えていない。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	水道の広域化により現浄水場は廃止の予定である。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	水道広域化に向け、現浄水場は廃止し、新たに場所を変更して沖縄県企業局が新設の予定である。
施設・設備の長寿命化等の投資の平準化	今後検討して行く。
広 域 化	平成33年度から水道広域化により沖縄県企業局から水道水を受水する。
そ の 他 の 取 組	水道広域化移行後は、県と村が一体となって初めて水道事業が成り立つことから情報を共有しながら連携して経営を進めて行くこととする。

② 財源について検討状況等

料 金	配管の更新に伴い発行する公営企業債の元利償還金について、現料金収入で簡易水道事業特会負担分を賄う事ができなければ料金改定を検討する必要がある。
企 業 債	配管の更新に係る財源確保のため公営企業債を発行する予定である。
繰 入 金	経営規模が小さく料金収入のみでは、運営経費をカバーすることが困難なため一般会計からの繰入はこれまで同様に必要である。
資産の有効活用等(*2)による収入増加の取組	特になし
そ の 他 の 取 組	今後予定している管路の更新については、国庫補助事業の活用及び交付税措置のある起債メニューを一般会計と連携し活用することとする。

③ 投資以外の経費についての検討状況等

委 託 料	水質検査業務等専門的分野のみの委託であり検討を要しない。
修 繕 費	施設の老朽化(主に管路)に伴い修繕費が高額となっている状況であるが、平成30年から補助事業を導入し計画的に管路の更新を行っていく。それにより今後は、修繕費は軽減される。
動 力 費	水道施設の適切な維持管理を行い、効率的な運用を図り費用を抑制する。
職 員 給 与 費	財政事情により、職員の時間外勤務手当が無支給となっているが時間外勤務が多い状況からすると支給できるよう検討が必要である。
そ の 他 の 取 組	水道広域化に伴い水道水を沖縄県より購入することで新たな費用が生じることとなるので、より一層の経費削減が必要である。

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度、経営状況を検証し、計画を3年～5年ごとに見直しを行う。
---------------------	---------------------------------